

## 平成 28 年 6 月の市民の声（全 6 通のうち 6 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

### ◇防災訓練について

#### 【ご意見・ご提案など】

一つ聞いていただきたいことがあるのですが、春の防災訓練の事ですが、出てくる人は出てくるのですが、出ない人は出ないです。そして出てくる人の中に（は）、旅行に行くようなかんじ（服装と思われま）で出てきています。町内ごとに声をかけあったり、ふだんから心配りしあったりして、今年は様子を見てはと思いました。

「今日はちょっと早めに出かける予定があったのに」と思っても、訓練があるとちょっと出づらくなることもあります。

毎年同じことのくりかえしの訓練ですが、これがだいじですが、「なんのいみあるや」とつぶやく人もいます。一人のつぶやきだと思って、検討してみてください。おねがいします。

（平成 28 年 6 月 1 日）

#### 【お返事】

防災訓練について、ご意見をいただきありがとうございます。

南魚沼市総合防災訓練は、毎年 7 月の第 1 日曜日に実施しています。主会場は、市内 12 地区を順番に、該当地区の小学校で行っています。またこの日は、主会場以外でも市内全域で訓練を行うように全行政区にお願いしています。

訓練内容につきましては、各行政区で検討していただいておりますが、避難訓練、情報伝達収集訓練、安否確認訓練につきましては、重要な訓練となりますので必ず実施していただくようお願いしています。毎年同じことの繰り返しではありますが、繰り返し行うことで身につき、「いざ」という時の行動に繋がるものと考えており、「自らの命は自ら守る」「地域で助け合う」という、災害に対する基本的な考えと備えが定着するものと思います。

ご予定などがあって参加できない場合もあるかと思いますが、年 1 回の訓練でするので出来るだけご参加いただき、「いざ」という時に備えていただきたいと考えています。

（担当：総務部総務課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

## ◇道路側溝の蓋について

### 【ご意見・ご提案など】

市役所前の公園にあるジャングルジム脇の排水溝の蓋に、蓋取外し用の大きな穴が開いているのをそのまま設置していますが、何故ですか？

1歳の子供が、危うくこの穴に足をとられ怪我をするところでした。早急に改善することを要求させていただきます。

(平成28年6月7日)

### 【お返事】

現地は市道市役所前線で、公園とアパートの間にある道路側溝の蓋に隙間があることを確認いたしました。

通常、古いタイプの側溝蓋には、蓋の両側に半円状の切れ込みがあり、それが二つ合わさると楕円の穴形状になります。現地につきましては、この穴に加えて蓋と蓋の間に隙間があり、ご指摘をいただきましたとおり危険な状態になっておりました。

つきましては、早急に縞鋼板（鉄板）の蓋を製作し設置すべく、手配を行いました。

このたびは、ご連絡をいただき大変ありがとうございました。市道等の維持管理にあたり、危険個所の対応に配慮しているところではありますが、把握しきれない場合もありますので、今後ともご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(担当：建設部建設課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

## ◇道路照明の設置について

### 【ご意見・ご提案など】

(赤矢印のところに) 照明を設置してほしい。夜、真っ暗です。



(平成 28 年 6 月 8 日)

### 【お返事】

現地は、その他市道(旧3級市道)駅北線です。一般的に、道路照明は交通量の多い交差点や横断歩道等に設置されます。

ご指摘いただきました道路については、確かに南魚沼市図書館の閉館後(平日20時・土日祝日19時閉館、第1・3木曜は休館日)に真っ暗になりますが、直線であり横断歩道もないため、道路照明ではなく防犯灯が必要だと感じました。

このことから、市総務課・建設課及びショッピングセンターララを管理する六日町街づくり株式会社で、防犯灯設置に向けた協議を行っております。現時点では設置の確約ができませんが、前向きに検討しておりますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

(担当：建設部建設課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

## ◇悪臭について

### 【ご意見・ご提案など】

近所に畜舎があります。一年を通し、かなり強い悪臭で、家の中でもにおいがします。夏の暑い時期でも窓を開けられず、しぶしぶエアコンを使用しなければいけません。換気をしたくてもままならない状況です。(中略)

長年、このにおいに耐えてきました。多少はにおいに慣れてはいるはずなのに、においは悪化する一方。頭痛や気分が悪くなる事も出てきました。精神的にも苦痛です。

私だけでなく、周囲の方々もこのにおいに悩まされています。しかし、近所づきあいもあり、なかなか強く言えない所もあり、また言っても改善がみられません。(中略)

衛生的な部分はきちんとしていただきたいです。きちんと悪臭防止法に基づいて、市の方から対処していただきますようお願いいたします。

(平成 28 年 6 月 6 日)

### 【お返事】

悪臭防止法第 3 条には、「市長は住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要がある住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動にともなって発生する悪臭原因物を規制する地域として指定しなければならない」とあり、同法第 4 条で「規制地域について、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めなければならない」と規定されております。

当市の場合、悪臭防止法に基づく規制地域の指定をしていないため、現状では、事業者に対して法に基づく改善勧告や、その先の改善命令などの法的措置ができませんが、同法第 14 条の「国民の責務」という項目では、「周辺区域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国や地方公共団体が実施する悪臭防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない(抜粋)。」とあり、改善に対して協力を求めることは可能です。

今回はご相談があったことを先方に伝え、防臭対策などについて現地にて調査を行いました。その際、事業者において防臭対策を最近になって新しい方法に切替えたとの報告があり、事業者独自測定による悪臭物質数値は切替え前に比べ大幅に減少し、事業者も新しい防臭対策の効果を実感しているとのことでした。市としては、事業者において今現在考えられる最善の防臭対策を講じていると判断し、現段階においては、これ以上の防臭対策についての協力を求めることは難しい状況だと考えております。

ただし、依然として日常生活に支障をきたすような悪臭が続くようでしたらご一報ください。改めて事業者に申入れをしたいと思います。

なお、法的措置が可能となる地域指定につきましては、該当地区及び周辺住民の意向を最優先に考慮する必要がありますが、一方で産業振興という側面もあり、慎重に検討することが必要と考えております。

いずれにしても、規制区域設定の有無にかかわらず、行政として市民の生活環境改善に向けて対処することに変わりはありません。

（担当：市民生活部環境交通課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

## ◇移住定住について

### 【ご意見・ご提案など】

市内に数名地域おこし協力隊の方が来ていますが、市内の方が阿賀町かな？に地域おこし協力隊として行って頑張っている、と、昨日テレビで見ました。

他所から人を呼ぶ前に…人が出ていかない様にすべきでは？

あと、今来ている地域おこし協力隊の人は何か頑張っているんでしょうか？毎月無駄なお金を使ってませんか？

(平成 28 年 6 月 9 日)

### 【お返事】

6月8日(水)に放送されたBSNテレビの内容をご覧いただいております。お問い合わせかと思っております。

阿賀町では「阿賀町の食材(郷土料理等)をテーマにした調理、飲食関係業務」という要件で地域おこし協力隊を募集し、それに興味を持たれた南魚沼市出身の方が隊員として着任し、空き店舗を活用した飲食店の営業などで活躍しているようです。詳しい経緯はわかりませんが、少なくとも阿賀町に興味をもち、協力隊として活躍できると考えて応募されたのだと思います。

他にも市外で活躍している南魚沼市出身の方はおりますし、逆に市内で活躍している市外出身の方もおります。ご意見のとおり、転出される方を少なくしていくことはもちろんですが、市外に進学した方がUターンで市内に就職したり、市外出身の方が南魚沼市でセカンドライフを過ごしたりと、市内外を問わず多くの方に南魚沼市を選んでいただけるように取り組んでまいります。

また、南魚沼市では平成27年度から2名が辻又地区で地域おこし協力隊として活躍しております。これは集落の担い手として一緒に集落再生に取り組み、定住者となる人材を探したい辻又地区から、この制度を活用したいと強い要望があって導入に至ったものです。隊員は辻又地区の活性化や里山再生に向けて、休耕田の開拓や地域おこしのイベントなどを行っております。

地域おこし協力隊の活用の考え方は自治体によってさまざま、南魚沼市は地域コミュニティ型(集落の担い手として一緒に課題に取り組み、定住すること)を目的にしています。阿賀町のミッション型と違い、協力隊員が具体的に店舗を営業するという任務があるわけではありません。また、農林水産業に携わる活動はすぐに結果に結びつくものでもありませんが、定住に向けたさまざまな取り組みや挑戦をしています。隊員の活動はフェイスブックでご覧いただけますし、市報でも紹介していきたいと考えています。今後の活躍に、ご期待ください。

(担当：総務部地方創生推進室)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

## ◇高齢者福祉について

### 【ご意見・ご提案など】

福祉（高齢者）の向上が遅れています。サービスが悪い。子育てばかりに目を向けないで下さい。介護保険料が高すぎます。健康な者は（健康に気を使っている）ばかばかしいです。

（平成 28 年 6 月 7 日）

### 【お返事】

南魚沼市では、市の将来像である「自然・人・産業の和で築く安心のまち」を実現し、市民が豊かに安心して暮らせるまちづくりのために、市の進むべき道を示す「総合計画」を定めています。

この「総合計画」では、まちづくりの 6 つの枠組みのうちの一つとして「地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち」を掲げており、具体的な施策として、①こころとからだの健康づくりの推進、②地域完結型保健医療体制の充実、③子育て環境の充実、④障がい者福祉の充実、⑤高齢者福祉・介護の充実、⑥地域で支え合う福祉の充実を定めています。

市の施策は、全て総合計画を基本として実施しており、高齢者福祉も子育て支援も各々の政策目標が総合計画に掲げられています。

ご承知のとおり、福祉の範囲は子どもから高齢者まで、さらには障がいのある方や介護を必要とする方、生活困窮者への支援にいたるまで極めて広く、社会構造の変化などによりますます複雑化しているのが現状です。人口減少対策や少子化対策は、今すぐ取り組む必要性が高い問題であるため重点的な施策に位置付けられていますが、決してほかの分野を軽視してはおりません。

福祉は、本来、「全ての市民に最低限の幸福と社会的援助を提供する」という理念をもっており、市でもこれに基づき、施策の方針を定めております。しかし、市民が等しく満足できるサービスを提供することには限界があります。福祉の向上に目標を掲げることができますが、到達点があって、そこで終わるというものではありません。

市としましては、限られた財源を有効に活用し、あくまでも平等な視点に立って福祉全体の充実・向上を図っていきたいと考えます。なお、具体的な改善点やご要望がございましたら、担当課へお申し出ください。

次に、介護保険料についてです。

介護事業は、介護予防（介護状態になるのを防ぎ、または進行を遅らせる）から、介護を必要とする状態になった場合に人間として正常に近い生活ができるよ



うに提供する介護給付まで、さまざまなサービスを一人ひとりの状態に合わせて選択して提供するものです。平成12年度から始まった介護保険制度は、サービス利用者の増加や介護費用の高額化などにより、事業規模も増大してきました。（平成28年度市の介護保険特別会計予算の規模は約61億円です。）

この介護事業に係る経費は、40歳以上の加入者（65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上64歳までの方を第2号被保険者といいます。）からの保険料と国・県・市町村が負担する公費で賄っています。この負担割合は国が定めており、費用の半分（50%）を被保険者から負担していただいております。第1号被保険者、第2号被保険者の負担割合は、全体の50%のうち、それぞれ22%と28%です。

第1号被保険者から納めていただく保険料は、南魚沼市の場合、月額5,813円（平成27年度から平成29年度まで同額）を基本額として、前年度の所得等により11の段階を設け、年額31,300円から最高139,500円までとしています。

介護保険事業規模の増大により必要な経費が増えれば、それを賄うために被保険者の保険料も増額せざるを得ません。介護保険事業も、国民健康保険や後期高齢者医療保険などの医療保険と同様に、サービスを受ける受けないに関わらず、加入された方の助け合いにより成り立つものです。今はお元気で、自立した生活を送っていても、いつ病気や事故がもとで介護が必要になるか分かりません。今後しばらくの間増える高齢者人口に対応し、介護需要を満たすことができるよう基盤を固めておく必要があります。また保険料の設定も、将来を見据えたうえで、加入者に過度の負担をお願いするものであってはなりませんので、段階的な増額も必要と考えております。

市では、健康づくりの推進や健診事業の充実により、市民が健康に関心を持って行動することで病気を防ぐ、病気の早期発見につなげる、病気の重症化を防ぐという取り組みを進めています。この結果として、医療費や介護サービスの費用が抑制されるものと考えています。

以上、福祉・医療・介護・子育てに関する施策をバランスよく実施し、より多くの方が等しく恩恵を受け、安心・安全に生活できるような社会の実現に向けて努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

（担当：福祉保健部福祉課・介護保険課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658